

秋田県児童思春期メンタルヘルス研究会会則

第一章 総則

(目的)

第1条 本会は、秋田県内の児童思春期メンタルヘルスに関連する医療機関、研究機関、および各種行政機関との連携、並びに相互指南、研修等を通して秋田県の児童思春期メンタルヘルスの向上を図ることを目的とする。

(名称および事務局)

第2条 本会は、秋田県児童思春期メンタルヘルス研究会（以下、「本会」という）と称し、事務局をいなみ小児科ファミリークリニック（所在地：秋田県秋田市保戸野中町 1-45）に置く。

(会員およびアドバイザー)

第3条

- 1 本会の会員は、秋田県内の病院、大学等の研究機関、各種行政機関に所属する者もしくは、児童思春期メンタルヘルスの知見を有し世話人会で承認された組織に所属する者とする。
- 2 上記組織以外に属し、会員として定例研究会に参加しようとする者は、その主幹施設の許可を得ることを要する。
- 3 当面の間、世話人をアドバイザーとする
- 4 会員は、いつでも退会することができる。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、年3-4回の症例研究会を開催する。研究会の主幹施設は、秋田市立総合病院・秋田大学医学部附属病院・秋田県立医療療育センター・いなみ小児科ファミリークリニック・笠松病院等の病院、秋田大学教育文化学部等の研究機関、各種行政機関において順番に持ち回りとする。

第二章 世話人および連絡員

(世話人の種類)

第5条

- 1 本会に次の世話人、アドバイザーを置く。
 - ①世話人5名
 - ②アドバイザー数名（世話人会により推薦）
- 2 前項の世話人は秋田市立総合病院・秋田大学医学部附属病院・秋田県立医療療育センター・いなみ小児科ファミリークリニック・笠松病院等の病院、秋田大学教育文化学部等の研究機関より計5名選出する。

(連絡員の種類)

第6条

- 1 本会に次の本会に次の連絡員および事務局を置く。事務局事務局1名(いなみ小児科ファミリークリニック) 連絡員連絡員4名(世話人4名および事務局を含む)
- 2 前項の連絡員は秋田市立総合病院・秋田大学医学部附属病院・秋田県立医療療育センター・いなみ小児科ファミリークリニック・笠松病院等の病院、秋田大学教育文化学部等の研究機関より計4名選出する。

(世話人の職務)

第7条

- 1 代表世話人1名は会を代表して会長として会務を総括する。
- 2 代表世話人以外の世話人4名から、精神科・小児科・心理学分野の副会長各1名、および事務局長1名を選出する。
- 3 事務局は代表世話人を補佐するとともに会の運営を執行する。
- 4 世話人の任期は2年とし、2年毎に世話人を選出する。また、代表世話人(会長)は精神科・小児科・心理学分野の会員が順番に受け持つことにする。

(世話人)

第8条

- 1 世話人会は代表役員が招集し、原則として毎年11月に開催する。
- 2 世話人では以下の内容を審議のうえ決定する。
 - ① 事業計画、事業報告に関する事項
 - ② 研修会の開催等、相互研鑽にかかわる事項
 - ③ 調査、研究に関する事項
 - ④ 会則・細則の制定、変更に関する事項
- 3 全体会における議決事項については、世話人に出席できない会員機関(または組織)は事前に委任状(電子媒体を含む)等で意思表示をすることも可能とし、出席機関(または組織)と委任状との合計の過半数をもって決定とする。同数の場合は、再議し、再議によっても決しない場合には代表世話人が決する。

(会費)

- 第9条 会費については世話人会によって協議し、決定する。当面の間、徴収しない。

第三章 雑則

(雑則)

第10条

- 1 本会則に定めのない事項については、世話人会で決する。

2 前項の定めにもかかわらず、議事を世話人会に諮ることができない場合には、代表世話人会は暫定的に決定し執行することができる。ただし、直後の世話人会において追認の議決を得ることを要す。追認の議決がない場合には、否決されたものとみなす。

附則

この会則は令和3年6月20日より施行する。